

改正

平成19年9月5日条例第26号

平成23年6月14日条例第12号

平成27年9月10日条例第34号

平成30年3月27日条例第10号

令和元年9月2日条例第14号

名寄市立大学の授業料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、名寄市立大学の授業料等及び施設整備費等の額並びに徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 授業料等 入学検定料、入学料、授業料、聴講料、公開講座講習料及び研究料をいう。
- (2) 施設整備費等 施設整備費、教育研究振興費及び実験実習活動費をいう。
- (3) 地域内 上川、留萌及び宗谷管内に所在する高等学校の卒業者又は卒業見込みの者をいう。
- (4) 地域外 前号以外の高等学校の卒業者又は卒業見込みの者をいう。

(授業料等及び施設整備費等の額)

第3条 授業料等及び施設整備費等の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(納付期限)

第4条 授業料等及び施設整備費等の納付期限は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 願書提出時
- (2) 入学料 市長が定める入学手続期間内
- (3) 授業料、施設整備費、教育研究振興費及び実験実習活動費 年額の2分の1に相当する額をそれぞれ前期分(4月から9月まで)及び後期分(10月から翌年3月まで)の2期に分けて納付するものとし、前期分については4月末日、後期分については10月末日
- (4) 聴講料 科目等履修生、特別聴講学生又は聴講生として入学を許可された日の

属する月の翌月末日

(5) 公開講座講習料 講座受講決定の日から14日以内

(6) 研究料 毎月末日

(入学料等の減免)

第5条 市長は、規則で定める事由があるときは、入学料、授業料及び施設整備費等を減額し又は免除することができる。

(授業料等及び施設整備費等の不還付)

第6条 市長は、既納の授業料等及び施設整備費等は還付しない。ただし、特別の事情があると認める者に対し、入学料、授業料及び施設整備費等を還付することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月5日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定による改正後の名寄市立大学の授業料等徴収条例別表第1の改正規定(科目等履修生に係る入学検定料、入学料及び聴講料の部分に限る。)については、公布の日から施行する。

(名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 平成20年3月31日に名寄市立大学に在学していた者で、この条例の施行の日以降も名寄市立大学に引き続き在学するものに係る授業料等については、前項の規定による改正後の名寄市立大学の授業料等徴収条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月14日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月10日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2に係る規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月2日条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

授業料等

	入学検定料	入学料	授業料	聴講料	公開講座講習料	研究料
保健 福祉 学部	17,000円	地域内	年額	科目等履修 生及び特別 聴講生	公開講座受講 生 1単位につき	研究生 月額
	9,800円	地域外	535,800円	1単位につ き 14,800円	14,800円以内	28,900円
		編入学	282,000円	聴講生		
		科目等履修 生	141,000円	1単位につ き 3,000円		
		28,200円				

別表第2（第3条関係）

施設整備費等

	区分	施設整備費	教育研究振興費	実験実習活動費
保健 福祉 学部	栄養学科	年額75,000円	年額50,000円	年額40,000円
	看護学科	年額75,000円	年額50,000円	年額130,000円
	社会福祉学科	年額75,000円	年額45,000円	年額40,000円
	社会保育学科	年額75,000円	年額45,000円	年額40,000円